

第5章 岡垣町第3期子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情などの社会的条件と幼稚園・保育所などの整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要性を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町は、以下の点を踏まえ、町全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。

- ・地形的に山岳や大規模河川などで分断されておらず、一体となった地理的条件を有している。
- ・国道や県道、町道などで各生活圏が結ばれており、地域的なつながりがある。
- ・町内の幼児教育・保育施設は、町内全域から利用されている。

(参考)教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援法第 19 条により、教育・保育の支給認定は次のように区分されています。

支給認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこども（2号認定こどもを除く）
2号認定	保護者の就労または疾病など内閣府が定める事由により、家庭で必要な保育を受けられない満3歳以上の小学校就学前のこども
3号認定	保護者の労働または疾病など内閣府が定める事由により、家庭で必要な保育を受けられない満3歳未満の小学校就学前のこども

上記の定義をまとめると、以下の内容になります。

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育を必要としない	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定		保育を必要とする	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	1～2歳		保育所 認定こども園（保育所部分）
	0歳		地域型保育事業

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育需要（1号認定）

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	382	377	407	384	381
提供体制（b）	593	594	589	602	605
特定教育・保育施設 （認定こども園・幼稚園）	350	350	350	350	350
確認を受けない幼稚園	243	244	239	252	255
過不足 （b）－（a）	211	217	182	218	224

(2) 保育需要（2・3号認定）

・2号認定

(人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外
量の見込み（a）	197	257	196	263	201	275	188	267	185	271
提供体制（b）	197	262	196	262	201	262	188	323	185	323
特定教育・保育施設 （認定こども園・保育所）	0	262	0	262	0	262	0	323	0	323
幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	197	0	196	0	201	0	188	0	185	0
過不足 （b）－（a）	0	5	0	△1	0	△13	0	56	0	52

・ 3 号認定

(人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み (a)	74	105	65	74	113	62	73	117	63	72	120	63	71	119	62
提供体制 (b)	74	105	117	74	105	117	74	105	117	83	120	132	83	120	132
特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	55	76	85	55	76	85	55	76	85	64	91	100	64	91	100
企業主導型保育施設 の地域枠	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
特定地域型保育	16	26	29	16	26	29	16	26	29	16	26	29	16	26	29
小規模保育	12	22	23	12	22	23	12	22	23	12	22	23	12	22	23
家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育	4	4	6	4	4	6	4	4	6	4	4	6	4	4	6
過不足 (b) - (a)	0	0	52	0	△8	55	1	△12	54	11	0	69	12	1	70

(3) 確保方策の方針

- ・ 特定教育・保育施設について、令和7(2025)年度には、認可保育所の施設整備完了に伴い、保育定員が100人確保されます。
- ・ 令和11(2029)年度までに認可保育所の新設等を検討し、保育定員確保を目指します。
- ・ 上記の定員確保が整うまでの間は、認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業所において、定員の弾力的な運用を促します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国が示したニーズ調査結果を用いた方法やこれまでの実績を踏まえ、量の見込みを算出し、年度ごとに量の見込みに対する確保方策を設定しています。

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育所事業）

保護者が就業または病気などにより、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	428	431	425	436	446
1年生	人	115	124	106	138	120
2年生	人	147	133	144	123	159
3年生	人	76	85	77	83	71
4年生	人	67	66	75	67	73
5年生	人	20	20	20	22	20
6年生	人	3	3	3	3	3
提供体制	人	505	505	505	505	505

〔確保方策の方針〕

令和7（2025）年度に、学童保育所を1か所整備し、60人の定員が確保されます。新規整備を含めた町内の5校区10か所に設置する学童保育所にて実施します。

(2) 延長保育（時間外保育）事業

保護者の就労形態の多様化や長時間の通勤などによる延長保育ニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもを対象に、開所時間（11時間）を超えて保育を提供する事業です。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	111	111	111	122	122
提供体制	人	554	554	554	654	654

〔確保方策の方針〕

令和7（2025）年度に新規開設する認可保育所を含めた町内の認可保育所4か所と認定子ども園2か所、地域型保育事業所4か所で実施します。

(3) 一時預かり事業(一般型)・子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

保護者の就労、通院などにより、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570
提供体制	人日	9,886	9,886	9,886	9,886	9,886
一時預かり	人日	9,156	9,156	9,156	9,156	9,156
トワイライトステイ	人日	730	730	730	730	730

※「量の見込み」は、年間延べ利用見込者数を表しています。(4)～(7)、(13)において同じ。

〔確保方策の方針〕

一時預かり事業(一般型)について、令和7(2025)年度に新規開設する認可保育所及び岡垣ほしのほいくえん、こども未来館で実施します。

子育て短期支援事業(トワイライトステイ)について、委託契約を締結している報恩母の家及び鞍手乳児院で実施します。

(4) 一時預かり事業(幼稚園型)

認定こども園や確認を受けた幼稚園等に通う児童のうち、保護者の就労、通院などにより、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童を幼稚園等で預かる事業です。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000
1号認定	人日	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
2号認定	人日	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
提供体制	人日	233,840	233,840	233,840	233,840	233,840
一時預かり(幼稚園型Ⅰ)	人日	103,600	103,600	103,600	103,600	103,600
上記以外(*)	人日	130,240	130,240	130,240	130,240	130,240

* 私学助成(預かり保育推進事業)による預かり保育等

〔確保方策の方針〕

町内の認定こども園及び幼稚園で実施します。

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、こどもの預かりや施設への送迎などがあります。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
提供体制	人日	0	0	0	0	0

〔確保方策の方針〕

シルバー人材センターで類似のサービスを実施しているため、利用希望者にサービスの周知を図ることにより対応します。

(6) 病児・病後児保育事業

児童が病気療養中または病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労などにより保育できない場合に、一時的に専用施設で保育と看護を行う事業です。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	70	70	70	70	70
提供体制	人日	705	705	705	705	705

〔確保方策の方針〕

遠賀中間医師会に委託し「病児・病後児保育室ぞうさんルーム」（遠賀中間医師会おんが病院内）で実施します。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気など身体上、精神上、環境上の理由により、こどもの養育が困難となった場合などに、施設でこどもを預かる事業です。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	170	168	170	163	161
提供体制	人日	730	730	730	730	730

〔確保方策の方針〕

委託契約を締結している報恩母の家及び鞍手乳児院で実施します。

(8) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習などを行います。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回／月	428	420	418	413	408
提供体制	か所	1	1	1	1	1

※「量の見込み」は、月当たり延べ利用見込回数を表しています。

〔確保方策の方針〕

こども未来館で実施します。

(9) 利用者支援事業

○基本型

こどもやその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、関係機関と連絡調整等を総合的に行います。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
提供体制	か所	1	1	1	1	1
基本型	か所	0	0	0	0	0
その他	か所	1	1	1	1	1

〔確保方策の方針〕

こども未来課の窓口及びこども未来館窓口にて行政サービスとして実施します。

○地域子育て相談機関

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う身近な相談機関です。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	2
提供体制	か所	1	1	1	1	2

〔確保方策の方針〕

こども未来館にて実施します。また、令和11(2029)年度までに2か所設置を目指します。

○特定型

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
提供体制	か所	1	1	1	1	1

〔確保方策の方針〕

こども未来課に保育コンシェルジュを配置し、実施します。

○こども家庭センター型

旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うとともに、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
提供体制	か所	1	1	1	1	1

〔確保方策の方針〕

子育てあんしん課内にこども家庭センターを設置し、切れ目のない支援を実施します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

町の保健師などが生後4カ月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握を行います。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	190	190	190	190	190
提供体制	人	190	190	190	190	190

〔確保方策の方針〕

こども家庭センターにて、切れ目のない支援を実施します。

(11) 養育支援訪問事業

子育てに関して不安や孤立感などを抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・援助を行います。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	40	40	40	40	40
提供体制	人	40	40	40	40	40

〔確保方策の方針〕

こども家庭センターにて、切れ目のない支援を実施します。

(12) 妊婦健康診査事業

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布します。

		(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	人	190	190	190	190	190
	健診回数	人回	2,660	2,660	2,660	2,660	2,660
提供体制			2,660	2,660	2,660	2,660	2,660

〔確保方策の方針〕

こども家庭センターにて、切れ目のない支援を実施します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	50	50	50	50	50
提供体制	人日	50	50	50	50	50

〔確保方策の方針〕

こども家庭センターにて、切れ目のない支援を実施します。

(14) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とした児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行います。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	9	9	9	9	9
提供体制	人	0	0	0	0	9

〔確保方策の方針〕

令和11（2029）年度までに1施設開設を目指します。

(15) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的として、こどもの発達の状況等に応じた支援を行います。

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
提供体制	人	0	0	0	0	2

〔確保方策の方針〕

令和11（2029）年度までの実施を目指します。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

なお、本計画とは別に量の見込み等を設定します。

(17) 乳児等通園支援事業

満3歳未満の乳幼児を対象に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳幼児とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報提供、助言等の支援を行います。

なお、本計画とは別に量の見込み等を設定します。

(18) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てで
きる支援体制を整備します。

なお、本計画とは別に量の見込み等を設定します。

(19) その他の事業

▶ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定	あり	あり	あり	あり	あり

〔確保方策の方針〕

本町では、こどもの虐待などについて、こども未来館、保育所、幼稚園、認定こども園、
学校などで早期に発見し、適切な対応がとれ、問題解決に向けた包括的な体制をとるため、
「岡垣町児童家庭支援ネットワーク」を設置し、関係機関と連携体制を構築しています。

▶ 実費徴収に伴う補足給付事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定	あり	あり	あり	あり	あり

〔確保方策の方針〕

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して、保護者が支払
うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への
参加に要する費用などを補助する事業です。

本町では、新制度未移行幼稚園に通うこどもの副食費の一部を補助します。

▶ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定	無	無	無	無	無

〔確保方策の方針〕

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な
事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

本町では、事業として取り組んでいませんが、必要に応じてこども未来課にて対応します。